

院勝本『石清水八幡宮寺略補任』について

—付「所司系図 院清流」翻刻—

生 井 真理子

一、はじめに

京を出て、鳥羽の作道から淀、山崎と南に下れば、淀川にせり出した東側の山上には石清水八幡宮がある。八幡信仰という宗教的な面と政治が絡んで、歴史の節目節目に大きな役割を果たしてきた宮寺であり、軍記物語・歴史物語・和歌・説話・物語等々の文学の世界でもよく知られた存在である。現在、重要文化財となっている八幡宮所蔵の古文書類は着々と整理・翻刻されているが、まだ活字化はされていないものの中には、研究に有用と思われる文献資料が数多く残っている。

本稿では、その内の一つとよい『石清水八幡宮寺略補任』を取り上げたい。石清水八幡宮の祀官と俗官の、毎年毎年の任官状況が一目で分かり、公卿補任や僧綱補任のような便利さがあるが、

それだけではない。石清水の組織が出来上がって行く変遷過程もそこから読み取ることができ、細字で書き込まれた記述は『宮寺縁事抄』や系図類に見えない独自の情報を大量に含んでいる。原本が散逸しているのが惜しまれるが、写本というリスクはあるにしても、他の資料と組み合わせる価値はきわめて高いと思われる。大日本史料に部分的に翻刻はされており、また、全体像は東大史料編纂所の所蔵史料目録データベースで、「石清水八幡宮記録三十一」の謄写本（明治二十七年謄写）や「石清水文書別口五十一・五十二」の影写本のイメージから伺うことができる。ただ、資料としての性格が不明なまま、写本ということもあってそれほど活用されることはなかった。したがって、まずは、この書について多少の解説を加えたいと思う。

二、院勝本『石清水八幡宮寺略補任』

石清水八幡宮には現在、「石清水八幡宮寺略補任」（以下『略補任』）という名称の書物が二種類ある。いずれも、「檢校・別当・権別当・修理別当・俗別当・神主」の補任状況を記したものである。その体裁も、罫線を格子状に引き、各職に当てる点で共通する。

ただし、その二種類のうちの一つは、各マスに代々一人ずつ収め、その人物のみの補任・退任状況について記している。したがって最初の縦一列目の六マスは初代が並ぶが、たとえば檢校職は別当よりもはるかに遅れてその職が置かれたため、縦の列に見られる各職の補任状況は時間的に同時進行ではない。何代目であるかが共通するだけで、基本的に各代の横の流れが重要になる。これを仮に「代々補任」と呼ぶことにする。

これに対して、もう一つの系統は編年方式で各職の補任・退任の状況を記したものである。罫線を以て縦一列は八マスあり、かつ一年ごとに隔て、各マスには年代も書き込まれ、天皇即位に関する記述もあり、一マスに書き込まれる人名は必ずしも一人ではない。一マスがその年の補任状況を表すのである。このことにより、檢校以下神主までの、各年の任官状況が一目でわかるようになっていた。

その裏には三綱（上座・権上座・寺主・権寺主・都維那・権都維

那）の任官状況が同じように各年に記され、行事や事件などの多彩な情報が書き込まれてもおり、表裏合わせて年代記的側面を持つている。したがって、同名ながら「代々補任」とはまったく成立を異にする別種の本なのである。この本の表題の下には院勝という僧名が記されており、仮にこちらを「院勝本」と呼ぶことにする。

さて、「代々補任」系統でもっとも古いもの（石清水八幡宮所蔵、文書番号補三十八）は、室町時代のもので推定されているが、損傷が激しく前後欠損の断簡しか残っていない。その完本としては小寺家本があり、徳永健太郎氏によって紹介されている^①。氏の解説によると、明応五年（一四九六）の記事が知られる年代では「終見」であり、天皇は後土御門天皇を「今上・後土御門」とすることから、徳永氏は記録内容の成立は十五世紀末から十六世紀初頭と推定。「その他、書き入れ状況から、何段階かの校訂を経たもの」で、「校訂部分以外の本文は、十六世紀初頭からほど遠からぬ時期に成立した」とされる。

これに対し、院勝本系統でもっとも古い写本は、管見の範囲内では、石清水八幡宮文書「椰之部三」（続石清水八幡宮史料叢書二「田中家文書目録（二）」）の、召清書写本になる。本来、東竹文書内のものだが、かつて辻村家に所蔵されていたものである。他に明治二十七年の謄写本（田中俊清氏所蔵）や石清水文書別口（51・

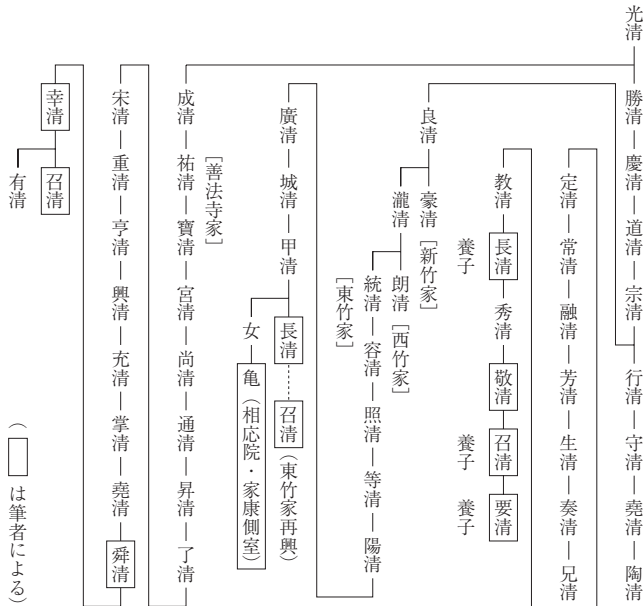
52)の本があるが、いずれも召清書写本が祖本となっている。

ここで召清(しょうせい)なる人物について少し触れておきたい。

召清は「石清水祀官家系図」(『石清水八幡宮史』所載)によれば、祐清に始まる善法寺家の幸清の子である。寛永十二年(一六三五)に十一歳で得度。寛永十七年(一六四〇)の田中敬清(きょうせい)の死後、実子要清がまだ幼かったため、敬清女(要清姉・きよ)の婚養子となつて、要清の養育を条件に、召清が田中家を継ぐこととなつた。要清の母は舜清女で、召清にとつて父方の叔母に当たる関係である。敬清の祖父長清は、もとは東竹家の出身で甲清の子。敬清の養子となつて田中家を受け継いだ。長清の姉妹の娘(亀、一五七六〜一六四二)は徳川家康の寵愛を受けて側室となり、尾張初代藩主徳川義直を生んで、相応院と呼ばれた女性である。その関係で田中家跡目の問題、召清養子の件に深く関与しており、その折りの手紙が事情を伝えている。召清は万治二年(一六五九)に法印、及び香染袈裟の勅許を受け、翌年の同三年(一六六〇)には権大僧都にまで昇るが、寛文元年(一六六一)、田中家を成人した要清に譲り、自らは、長清の田中家入りによつて断絶していた東竹家を再興し、貞享四年(一六八七)二月二十二日に没した。④ 召清は東竹家を再興するに当たつて、実に多くの文書記録類を書写しており、現在「東竹文書」として残っている。

院勝本『石清水八幡宮寺略補任』について

【紀氏祀官家略系図】「田中家」



この東竹権別当召清が書写した『略補任』卷子本の奥書には「寛文元載無射聖日 宮寺権別当東竹准僧正召清(朱印召清)」とある。裏書きの巻首には「萬治二年季秋中旬令書写畢 万治三庚子歳七月

十日校合終」と細字で記し、表書きの寛文元年（一六六一）とは時間のずれがある。表の奥書には「書写」の文言がないことや、要清に田中家を譲り、東竹家を再興して我が子に伝えようとした当時の状況、及び、東竹文書のほとんどが寛文元年の奥書を持つことから考えて、召清は万治二年（一六五九）に書写、同三年（一六六〇）に校合を行い、それを卷子本の形に整えたのが寛文元年九月十五日であったと見られる。

召清は紙の継ぎ目ごとに「召清」の朱印を押し、奥書にも朱印を押し、補任の最終記事を記す元弘元年（一三三一）の次のマス目（空白）の頭注には、「召云此奥写本少不足」とある。「召云」は召清の言葉を意味し、召清が書写時に独自に書き入れた部分であることを示す。すなわち、召清が書写した元の本は最後の部分が少々欠損していたようである。さらに、この文章から推測すると、召清が書写の対象とした『略補任』は「写本」であって、原本ではなかったらしい。

三、院勝という人物

召清が書写した本の巻首（第一紙）には「石清水八幡宮寺略補任」という表題があり、その右下傍らに「弘安二年四月 日撰之」、表題の下には「院勝【在判（割注）】とある。また、裏書きの官職

の項目では、「権寺主」の項の傍らに、「院勝官位初権寺主法眼」という書き込みがある。ここから判断すると、弘安二年（一二七九）に院勝が撰したと見えるが、実際には「略補任」が示す補任年次は貞観元年（八五九）から元弘元年（一三三二）にまで及ぶ。ただし、嘉暦元年（一三二六）から元弘元年までは検校の名前のみが記されており、裏書きは正中元年（一三二四）までが三綱すべてが書かれ、翌二年（一三二五）は上座の院継の名のみで三綱の記事は途絶えている。

もっとも、寛元四年（一二四六）に即位した後深草天皇を「本院」「後嵯峨院一子久仁」と記し、正元元年（一二五九）に即位した龜山天皇を「新院 後嵯峨院御子恒仁」とし、文永十一年（一二七四）に即位した後宇多天皇を「当今 中院恒仁御子世仁」と表記する点、弘安二年の時点での状況に合致する（ただし恒仁を「中院」とするのは問題が残る）。その後の弘安十年（一二八七）に即位した伏見天皇を「当今 熙仁 本院久仁御子」、正安三年（一三〇一）に即位した後二条天皇を「当今 院世仁御子」と表記することから、基本的には原本は一旦弘安二年に成立、そこにその後書き継がれたものと見てよい。

そこで問題になるのが「院勝」という人物である。院勝という名は、東大史料編纂所の評価では「鎌倉写」とされる石清水八幡宮所

蔵の『八幡宮寺紀氏系図』（桐之五・十六）、及び、同じ記述内容を持つ『祀官俗官并所司系図』の、院清流の系図の中に見出すことができる。この両系図も活字化はされていないが、後者は召清が書写したものであり、奥書に「萬治第三己亥稔冬十二月十又五日書寫畢同 第三庚子曆夏六月十有五日校合了」とあるように、院勝本『略補任』と同じ頃の書写である。本稿の末尾には院清流の系図を翻刻したので、参照して頂きたい。記録内容は、明示された年次は新しいもので永仁二年正月七日（一二九三）に権俗別当に補された紀兼夏（第14代俗別当兼幸の二男）の例などがあるが、祀官の方では朗清が社務（検校）になったことやその子の性清の名まで記している。『石清水祀官系図』（統群書類従本）では、朗清が検校になったのは貞和二年（一二四六）である。記録内容のみから見れば、院勝本『略補任』よりも少し後の成立と言えよう。情報量については、正・統群書類従所載の「紀氏系図」・「祀官系図」等に比べて、俗官の記述が多く、所司に関しても新たな情報が豊富に見いだせる点で評価できる系図である。『八幡宮寺紀氏系図』についても、所司層は紀氏でない者が殆どであるので、ここは『祀官俗官并所司系図』の命名に倣い、「所司系図」の名称を用いて区別して論を進めたい。

さて、『八幡宮寺紀氏系図』の所司系図の部分によれば、院清は別当頼清の時（一〇八七―一一〇二）に公文所に勤め、目代・五師

と昇進した人物。所司としては寺任の三綱にも至らない下級層に属する。系図を見る限り、院清の子孫は一族で次々に公文所の役を勤めている家筋であり、院勝の祖父院順や父院能も公文所の職を兼帯した。ことに父院能は、寺任権上座止まりであった院順をはるかに超え、官任の権上座まで昇進、正印預や弥勒寺留守の職も兼帯したことが特筆される有能な人物であった。院能の後嗣として、院順の遺言により末弟院継が院能の猶子となって院能の所職が譲られている。院能の長男院勝は伊予権寺主（寺任）と号され、宮清（新善法寺）の時、從僧の儀を奉行、公文所の寄人であったという。文永九年（一二七二）三月には「侍所司」の一員に加えられた。宮清は幸清の子で建長五年（一二五三）に別当、同七年（一二五五）に検校となつて、建治二年（一二七六）に五十一歳で入滅している。院勝の生没年は不明だが、「弘安二年（一二七九）」撰の『略補任』の裏書、「権寺主」の項の傍らの、「院勝官位初権寺主法眼」という書き込みとは時期的に合うであろう。

さらに、この系図で注目されるのは、院能の子は、院勝を除いてすべて、まず男・女と書かれ、注の部分に幼名や法名・経歴が書き込まれていることである。院勝の子はすべて男・女となつており、院継の子も又同様で、流産した子まで記されているのは生々しさがあり、それまでの世代には見られなかったものである。すなわち、

院継や院勝はすでに成人していたが、院勝の弟たち及び院継・院勝の子ども達がまだ幼かった時期に、この『所司系図』の原拠となった系図は一旦成立し、その後補筆を加えたものと見られる。院継に関する情報としては頭注が異常に量が多く、傍注の部分は文永十年正月五日の条で終わっていることから見ても、系図の最初の成立は『略補任』の最初の成立期とあまり隔たらない時期と考えられる。それだけに、院勝に関する記事の信憑性はかなり高いと言えよう。

一方、「石清水祀官家系図」の用清（元の名康清）の条には、「母院勝権寺主娘」とある⁵⁾。用清は善法寺榮清の子で、宮清の孫に当たる。用清が別当になったのは元弘元年で「四十一歳」（『代々補任』では四十三歳）とあるから、誕生は逆算すれば正応四年（一二九一）となる。『略補任』の元応二年（一一三二〇）の寺主の項では、院勝の長男尚勝の注に「善法寺」とあり、善法寺との関係が推測されるので、用清の母方の祖父は院清流の院勝と見てよい。ただし、『略補任』には院勝の名は見えない。この時期の寺任権寺主は記されないから、院勝は官任権寺主ではなく、寺任権寺主が極官であったのであろう。父院能、叔父で義兄の院継、長男の尚勝が官任三綱に昇進しながら、院勝のみが寺任権寺主という低い地位で終わったらしいのは、早世したか、あるいは祀官兼帯で別の職で身を立っていたのであろうか。以上のような点から見て、『略補任』の表題の

下に見える「院勝」は、「所司系図」院清流に見える院勝と同一人物と考えてよく、善法寺家に近い関係にあった所司層出身ということになる。

『略補任』の撰者が院勝だという確証はない。召清が書写した「写本」が奥書の部分を欠いていたことが惜しまれるが、院勝が公文所寄人であったことは注目してもよいのではないか。「院勝官位初権寺主法眼」の書き込みも、「さあ、これから」という意気込みを感じさせ、若かった院勝自身によるものであろう。それは院勝が所持していたという証でもある。貞観元年から弘安二年までの約四百二十年にわたる別当・三綱の人事を、この『略補任』という形に完成させようと思えば、膨大な資料が必要となる。とすれば、この『略補任』編纂には、多くの資料に恵まれたであろう公文所との関わりがまず考えられる。当時の公文所の実態はまだ詳細にはなしえないが、系図の作成や、補任の作成といった作業が近い時期に行われたというのは、文書や記録の整理と統合的な把握を目標とした機運・動向が、当時の石清水八幡宮寺内部にあった可能性を思わせる。その中で公文所寄人の院勝が『略補任』の編集に関わり、あるいは携わったと考えることはできよう。

『略補任』作成の事情などはまったく不明である。弘安二年といえば、蒙古と緊張関係にあった著名な時期だが、それは即、人事の

記録整理の必要性とは繋がらないだろう。むしろ、別当・検校になる家筋の系列が一本化されることなく、慶清・成清の子孫が次々と枝分かれし、たとえば弘安二年の段階では権別当は五人並立、次期別当・検校を競り合う形になってゆくような状況が背景にある。

建治二年、検校宮清が入滅、二年後の弘安元年になってようやく別当行清が検校となる。左の系図に示すように慶清から別当になった順を見るだけでも、父宗清の跡を行清が決して楽々と継いだわけではなかったことがわかる。所司は所司で、似たような家と職の問題があった。道清・宗清父子が『宮寺縁事抄』を作成したように、こういった状況下では個々の家筋でも次に備えて、文書記録類の整理、八幡宮の歴史と八幡宮に関わる人間の把握、人事の先例の分析を必要とするようになってゆくのではないだろうか。



その後、『略補任』がどのような形で増補されたのかは未詳だが、増補部分では少々記述形式の乱れが見られる。たとえば、後宇多天皇・後二条天皇を「当今」としながら、永仁六年（一二九八）の後

伏見天皇、延慶元年（一二三〇）の花園天皇、文保二年（一二三二）の後醍醐天皇の即位については記述がない。元徳三年（一二三三）には鎌倉幕府との対立で後醍醐天皇が笠置山へ逃避、北朝の光厳天皇を幕府が擁立したことへの言及もない。また、建治元年（一二七五）以降、文保を除いて改元の月日が記されるようになるが、正確なのは正安・嘉元・延慶・応長・正和・正中だけで、これ以外は史実と一致しない。徳治の場合、十二月十四日が「十二月十日改元」とあるのは書写の段階で「四」が抜け落ちたと考えられるし、永仁の場合、八月五日を「八月一廿日」とするのは「五」の字を書写段階で見誤ったと思われる。このようにいずれかの転写の段階で誤写脱落が起きたと思われるものがほとんどであるが、問題は最後の元徳と元弘である。元徳の場合、八月二十九日が『略補任』で「八九」とされるのは書写の段階で「廿」が脱落したかに見えるが、実は元徳三年における元弘への改元が史実では八月九日なのである。さらに元弘二年における正慶への改元（北朝）が四月二十八日であったが、『略補任』は元徳三年＝元弘元年の項に「四廿八改元」としている。正慶二年五月二十五日、後醍醐天皇側の勝利によって正慶は元弘へ復されるが、年ごとの逐次的な増補であれば、このような混乱は考えられない。弘安二年以降の増補のあり方は、複雑な階梯をたどっているように。

三網の記事が先に途絶え、検校のみが記される中途半端な終わり方は、資料による書き込み作業が中断されたまま放置された可能性を示唆する。元弘元年が南北朝動乱の始まりを告げる時期であるだけに、その混乱の中で未完に終わったのであろうか。

以上、簡略ながら、院勝本『石清水八幡宮寺略補任』について気がついたことを述べてきた。簡単にまとめるならば、院勝本『略補任』は弘安二年に一旦成立、その後元弘元年の項まで増補がなされたと見なされる。十四世紀前半、南北朝動乱の混乱の中で増補も未完成の状態で終わったと考えられる。撰者は表題の下に記された「院勝」という僧の可能性がきわめて高い。院勝は代々、公文所に勤めた所司層、院清流の出身で、彼自身も公文所寄人であり、善法寺家の宮清一族と近い関係にあった人物であった、と言えよう。

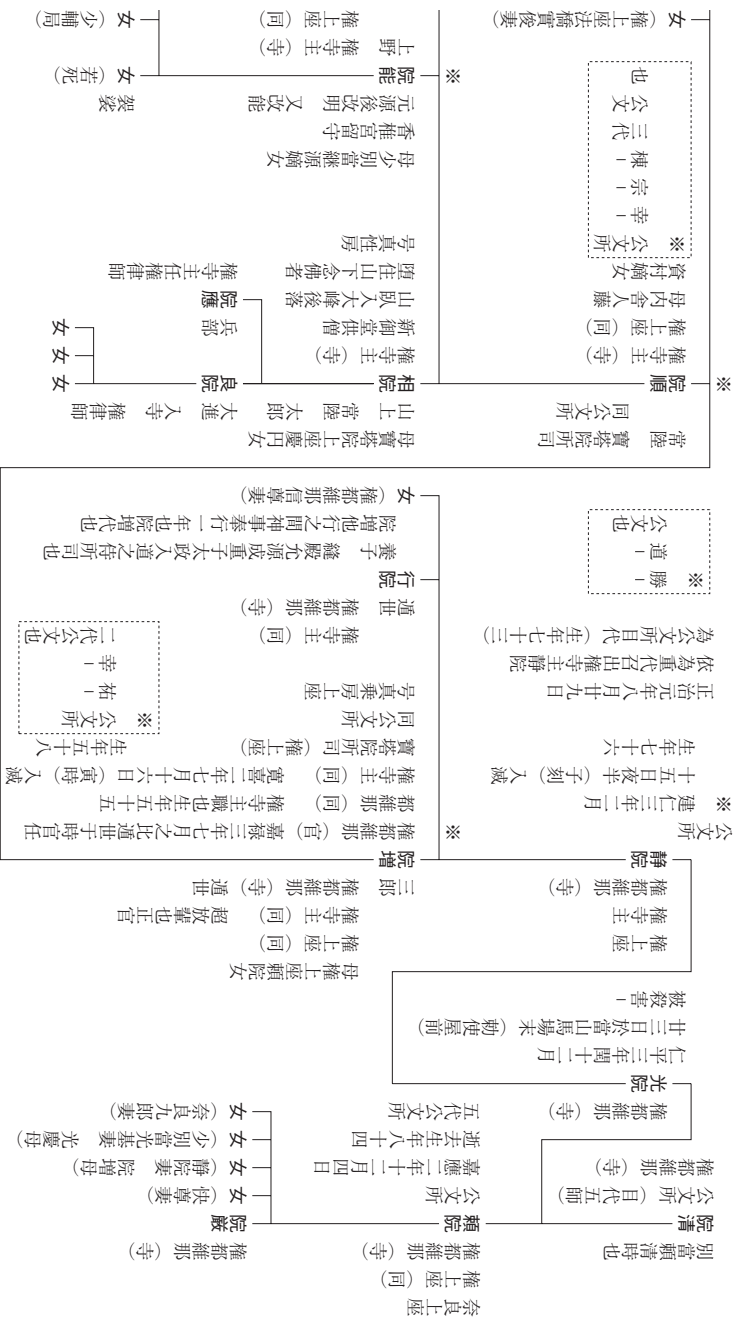
注

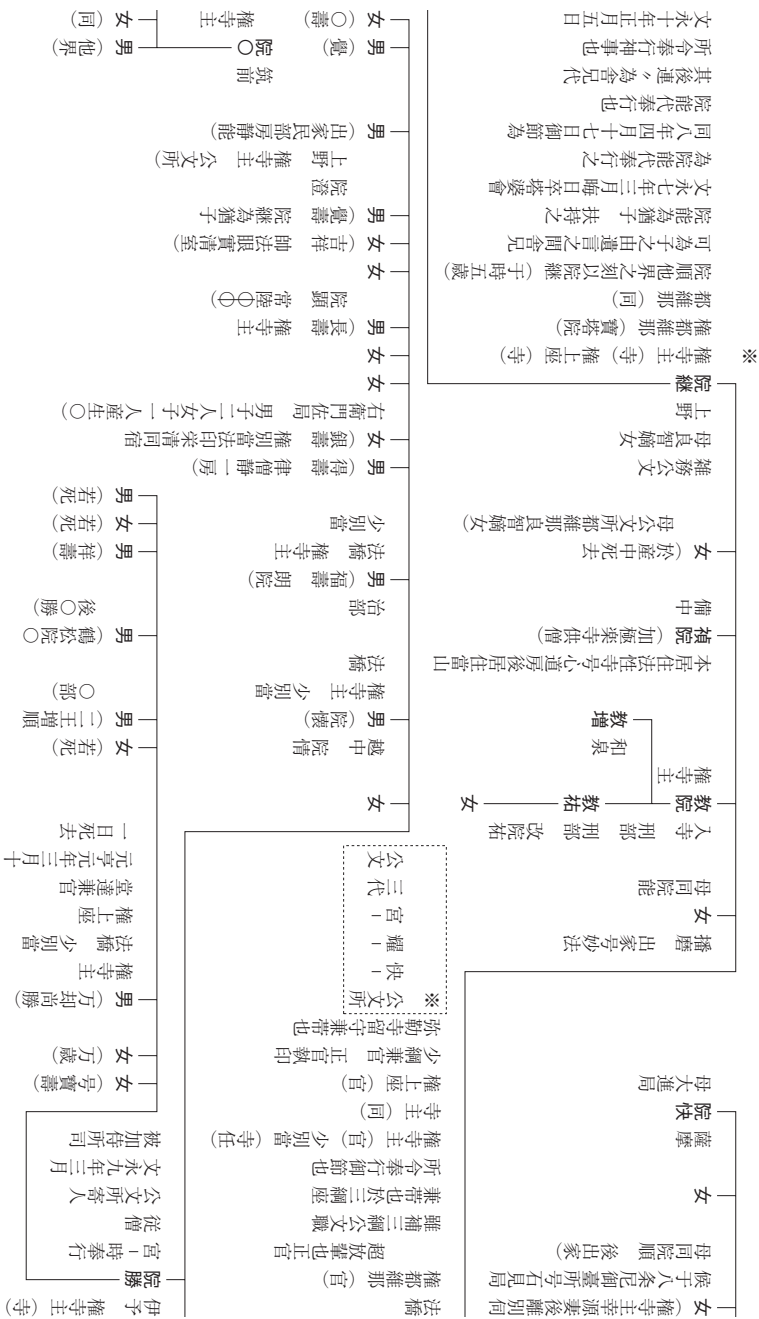
- ① 「小寺家本『石清水八幡宮略補任』について」(『早稲田大学高等学院研究年誌』第五四号所収) 二〇一〇年三月発行。
- ② 石清水文書之三、文書番号二三〇四「相応院覚書」
- ③ 石清水文書之三、文書番号二二九七〜一三〇五「相応院消息」
- ④ 石清水文書之三、文書番号一〇九二「女房大たち消息」
- ⑤ 系図では院能女銀壽が栄清の妻である。あるいは院勝の養女として育てられたか。

※ 末筆ながら、貴重な文献の閲覧・翻刻を快く許可してくださった石清水八幡宮、ならびに翻刻に際して多大なご教唆と協力の労を惜しまず取ってくださった石清水八幡宮の田中公於研究員・西中道禰宜には、この場を借りて心より御礼申し上げます。

【翻刻】

本系図は石清水八幡宮所蔵「八幡宮寺紀氏系図」(桐之五 十六)の一部(院清流)を翻刻したものである。非常に小さな折本で、読み取りにくい部分は召清による書写本の謄写本(石清水八幡宮記録二十九)及び、石清水御文庫収蔵B・五十の「祀官俗官并所司系図」を参考とした。なるべく字体や表記方法は原本に沿ったが、紙幅の都合で改行をせずに詰めた箇所もある。なお、頭注のある箇所に※をつけ、書き込めない箇所は、その内容は※として点線で囲んで別の箇所に表示。割り注は()内に示す。虫食いや重ね字等々の解読不能の字は召清書写の方法に倣い、○で表した。





政之時禪正印預院能
公文并正印預兼帶
之間於正印預者所讓
禪子院繼也
※ 尚一行一妙一守一
四代公文也
行一之時也
公文所
建治二年
十月十九日
以教禮法眼
可奉行社寺之由
被仰下之
少別當(弘安六年三)
權都維那(弘安六年三月廿日
被下院宣)
云正官之母云
三綱之時所
兼帶公文也
正元、年十月廿日南都交戒也
少綱兼官堂達兼官兼帶之
守一之御時也
神事奉行兼之數々
重職一身兼之希代面目也
法橋(依神事奉行僧被叙法橋
者也)
權寺主(官)
寺主(官)
權上座(官)
社務(尚唐)
之時少綱
兼官
妙一朝一
阿闍代相續之兼官也

